

## 外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 外国語指導助手派遣業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、公平性及び客観性を確保するため、外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、応募された提案について総合的な審査を行い、最も優れた受託者を選定する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にあるもので組織する。

- (1) 委員長 教育次長
- (2) 副委員長 学校教育課長
- (3) 委員 教育参事、学校教育担当係長、英語教育担当指導主事

### (職務)

第4条 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長、委員がやむを得ない理由により出席できないときは、当該者が指定するものがその職務を代理することができる。ただし、職務を代理するものは係長職以上とする。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は非公開とする。

### (委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、上田市教育委員会学校教育課において行う。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、令和7年12月15日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。